

奈古勘場日記を読む

安政三年の奈古村祭り騒動

会員 三浦 孝夫

はじめに

関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は防長二州に削封され、家督を嫡男の秀就（萩藩初代藩主）に譲った。そして、次男の就隆に元和三年（一六一七）、都濃郡を中心

に三万石を与え、徳山藩が誕生した。就隆は所領に不満があり知行地替えを要求し、四年後の元和七年（一六二二）一部替地が行われた。この時に、徳山の地から遠く離れた日本海側北浦海岸の萩に近い、大井村の一部（大井川右岸地域で先大井と呼ばれた）と隣の奈古村が徳山藩領に組み入れられた。以来、両村は徳山藩の飛び地として江戸時代を過ごしたのである。両村支配のため、徳山藩

は奈古村に藩の出先である勘場を置き、責任者として下代を派遣した。下代の任期は九月から翌年八月までの一年間で、毎年九月初めに交替した。歴代の下代は業務日誌を書き残した。これが奈古勘場日記である。

現存する奈古勘場日記は萩博物館に十冊（①文化元年九月～同二年②文化十二年九月～同十三年八月③文化十四年九月～同十五年九月④文政四年八月～十二月⑤安政二年九月～同三年八月⑥万延元年九月～十二月⑦万延二年正月～文久元年九月⑧文久元年九月～十二月⑨慶応三年九月～同四年八月⑩明治五年一月～十月）が保管されている。このほか、勘場日記に関連する資料として同

館には「留守中日記」二冊（文久元年十二月十五日～文

久二年六月、文久二年六月～九月）、「要用日記」二冊（明治四年正月～十二月、明治四年十二月～五年一月）がある。これらはいずれも萩市大井の堀勇氏（故人）が所蔵し、同氏の死後、同館に寄託されたものである。これら以外にも、堀氏の遺族がなお所蔵しているものがあり、今回、筆者は阿武町教育委員会を通じて、それを閲覧する機会を得た。閲覧できたのは、安政三年九月から安政四年六月までの分である。本来ならば安政四年八月まであるはずだが、七八月の部分は欠落している。また、安政三年九月最初の部分も欠落・破損が認められるが、それ以外は、資料の残存状況は良好である。まだ読み始めたばかりで十分理解できているとは言い難いが、当時のことを見りうる一級資料なので、その内容を会員の皆様にご紹介したいと思う。

（なお、本稿で大井村と記した場合は、大井村のうち大井川右岸の先大井をさす。同川左岸地域は前大井とよばれ、萩本藩領だった）

徳山藩の地方支配

徳山藩が支配したのは周防国の大濃郡、佐波郡、熊毛郡の二十八カ村と長門国阿武郡の二カ村の計三十カ村である。徳山藩はこれを町方と地方に分け、町方は町奉行、地方は庶務方（郡代・郡奉行）が管掌した。郡代は延宝五年（一六七七）に置かれ、その下に代官を配置したが、元禄四年（一六九一）に郡代は廃止され、以降は代官が地方支配のトップに立つた。徳山藩史によると天保九年（一九三八）十二月八日に「代官役を止め以前の郡代役を復活、桜井新左衛門雄聯を任命」とあり、郡代が復活したもの、その後、再び廃止された。

主だった村には藩の出先である勘場が置かれ、責任者として下代が派遣されたのは前述のとおりである。奈古村と大井村の場合は、奈古村に勘場が置かれた。徳山から勘場には下代のほかに、下目付と村廻りが一ヶ月の任期で派遣され、下代とともに勘場の業務を遂行した。下目付と村廻りの交替は月半ばに行われた。以下はその交替の様子を告げる日記の記述である。

(九月十五日)

村廻り兼重祐助・下目付松本郡平、夜五ツ時前参着、居懸り村廻り軍馬十藏・下目付山本紋助、夜半出足罷帰候事

(十月十五日)

下目付松本郡平・村廻り兼重祐助、夜八ツ時出足罷帰り候事、右代り下目付西村岩右衛門・村廻り小林良助、夜四ツ時頃罷越候事

(十一月十五日)

下目付道源多助・村廻り軍馬十藏、夜四ツ時参着、居懸り下目付西村岩右衛門・村廻り小林良助、暁七ツ時出足罷帰り候

到着が夜の四ツ時あるいは五ツ時で、出発が夜半あるいは夜八ツ時と深夜・未明であることが目をひく。交替が深夜に行われているのである。その理由は、徳山と奈古を隔てる距離にある。徳山から奈古までの道程は、西

国街道を宮市まで行き、宮市から萩往還（萩と三田尻を結ぶ当時の幹線道路）に入つて山口、佐々並、明木を経て萩城下に達し、さらに北浦海岸沿いに四里を歩いてやつと奈古村に到着する。全行程は優に八十キロメートルを超える。徳山から萩城下までは一泊二日の行程で、おそらく山口あたりに宿泊しただろうが、萩に到着するころには日が暮れるので、奈古に到着するのは深夜にならざるをえない。逆に、奈古を未明に出発するのは、山口の先の宮市に泊まることで翌朝、徳山に到着できるからだ。

勘場役人と村民の間にあつて、村民を実質的に統括したのは村の有力者である庄屋である。奈古村の場合、海岸べりの浦地区（奈古浦）とそれ以外の地区にそれぞれ庄屋（奈古浦庄屋と奈古村庄屋）が置かれた。浦地区以外は住民が広い地域に散在するため、全体をさらに七つの組（河内、宇久、郷上、郷下、市、土、東方）に分け、それぞれに責任者として畔頭くろがしらを置いた。大井村の場合も同様で、浦地区（大井浦、大井湊浦とも記される）とそ

れ以外の地区に庄屋（大井浦庄屋と大井村庄屋）が置かれ、浦地区以外はさらに七つの組（七重、庄屋村、高場、

土井、市場、上坂本、下坂本）に分け、それぞれに畔頭

が置かれた。庄屋、畔頭のほかに年寄、大年寄もあり、大年寄は奈古村と大井村を統括する立場だった。

奈古勘場日記によれば、安政三年九月時点での代官、

勘場役人、地下役人の顔ぶれは表1のとおりである。代官は岡平馬、下代は河内與右衛門（由道、徒士、20石）から小野唯七（包茂、下士、20石）に交替した。大年寄

の西村利右衛門は奈古浦で板場（櫨の実から生蠣を取り出す作業場）を経営し、同じく酒造業を営む中村助右衛門と並ぶ奈古村の最有力者だった。

表1 安政3年9月の奈古・大井村の体制

| 代官 | 代官 | 岡平馬 | (徳山) |
|-----------------|---------|-----|------|
| 奈古勘場 | | | |
| 下代 | 小野唯七 | | |
| 下目付 | 山本紋助 | | |
| 村廻り | 軍場十歳 | | |
| * (表2参照) | | | |
| 地下役人 | | | |
| 大年寄 西村利右衛門(奈古浦) | | | |
| [奈古村] | | | |
| 奈古村庄屋 | 小田十郎右衛門 | | |
| 畔頭 | 小野甚五左衛門 | | |
| " | 小田隣兵衛 | | |
| " | 水津佐左衛門 | | |
| " | 甚左衛門 | | |
| " | 五郎吉 | | |
| " | 権左衛門 | | |
| " | 道之助 | | |
| 奈古浦庄屋 西村利三郎 | | | |
| [大井村] | | | |
| 大井村庄屋 | 伊藤民次郎 | | |
| 畔頭 | 松尾源右衛門 | | |
| " | 吉屋孫七 | | |
| " | 次助 | | |
| " | 忠七 | | |
| " | 孫右衛門 | | |
| " | 豊吉 | | |
| " | 藤田十郎右衛門 | | |
| 大井湊浦庄屋古谷源左衛門 | | | |

表2 安政3~4年奈古勘場の村廻り・下目付

| 期間 | 村廻り | 下目付 |
|--------|---------|--------|
| 8~9月 | 軍場十歳 | 山本紋助 |
| 9~10月 | 兼重佐助 | 松本郡平 |
| 10~11月 | 小林良助 | 西村岩右衛門 |
| 11~12月 | 軍場十歳 | 道源多助 |
| 12~1月 | 清水弥三左衛門 | 村田多年藏 |
| 1~2月 | 小林良助 | 門田久左衛門 |
| 2~3月 | 軍場鉄藏 | 岩崎林右衛門 |
| 3~4月 | 兼重祐助 | 佐田仙助 |
| 4~5月 | 小林良助 | 石田念七 |
| 5~閏5月 | 軍場十歳 | 神谷保藏 |
| 閏5~6月 | 兼重祐助 | 金子紋助 |

(注)任期は1ヵ月で月半ばに交替。

る。

安政三年丙辰九月からの勘場日記の冒頭部分は、大年寄の西村利右衛門と奈古浦庄屋の西村利三郎が逼塞を申し付けられるという衝撃的な内容で始まっている。勘場日記は大札録を書き写しているのだが、ページの欠落と破損があつて意味不明のところもあるので、山口県文書館に保管されている大札録から、該当する原文を紹介す

奈古村の祭り騒動

覚

奈古村大年寄

西村利右衛門

は大礼録では仮名「さし」が勘場日記では漢字に書き直されたもの、（ハ）は大礼録では漢字の「者」が勘場日記ではカタカナの「ハ」に書き換えたもの、「罷」は大礼録にはあるものの、勘場日記では削除されたもの。

同村浦庄屋

西村利三郎

右過六月鹿島明神祭礼之節、戎舞興行願出、御免相成

候処其実、戎舞而已ニ無之、芝居躰之儀内々相較ミ候趣

ニ付、下代役右全及諭方候得共一切不相用、我意申募

（り）剩徳山表江人さし（差）出、内々申出候義有之赴、

畢竟下メ上向をも不憚儀共、其上下代役指図不相用候而

者（ハ）御政道ニも相支り候、旁重疊不謂事ニ候、依之

先逼塞申付候条、相慎「罷」居可申候事、右之通可被申

渡候、已上

安政三年丙辰八月晦日

（注）ゴシックは現存する奈古勘場日記に欠落している部分。カッコに囲んだうち、（り）は勘場日記で追加されたもの、（差）

次いで、逼塞を申し付けられた西村利右衛門と西村利三郎に代わって、中村助右衛門と中村與三左衛門が大年寄と奈古浦庄屋の代行（取計）を命じられた。代官の岡

平馬に宛てた書状の中で、下代の小野唯七は次のように書いている。

西村利右衛門、西村利三郎両人江先逼塞被仰付候付

右代として大年寄中村助右衛門、浦庄屋役小頭

與三左衛門江当分取計申達候間、右様御聞届可

可被遣候

では、逼塞を申し付けられた西村利右衛門と西村利三郎はいつたいなぜ戎舞興行を願い出ただろうか。それは、奈古浦住人が提出した両西村の赦免を求める歎願書で明らかとなる。

御歎申上候事

此度大年寄西村利右衛門殿・浦庄屋西村利三郎殿御咎之

趣御沙汰有之、於下茂至極奉恐入候、最初□神社御祭之

節、年々打続余り不漁ニ付普通子供踊仕候ハヽ、漁事可

有之相考、是非御願下ヶ被下候様御歎申上候処、御時相

二相背候義与一応御諭茂有之候処、達而御頼申上候処、夫より事起り力様之次第二相成、何共於私も御両人江対し氣毒千万奉存候、地下向無理ニ相成り被成候義ニ付、其保有之、其上平生重疊地下為ニ相成り被成候義ニ付、其保

にして差置候而ハ人間之道不相立奉考候付、乍恐地下ニ統御歎申出候、其上西村利右衛門殿ハ板場職も被仕候ニ付、右職方仕事師之者共ハ右賃錢を以妻子養胡仕候處、

数日御咎被仰付候而ハ当然凌方難相成、渴命ニも相及候ニ付、何分格段之以御仁恵早速兩人共御免被仰付被下候様奉歎上候、此段宜御取成被仰上可被下候、以上

安政辰九月

奈古浦中

小頭 新吉

浦御庄屋御取計

中村與三左衛門殿

御大年寄御取計

中村助右衛門殿

これによると、ことの発端は、村の神社（鹿島明神）

のお祭りにあつた。「年々打ち続く不漁につき、昔通りに子供踊り仕り候はば、漁事これあるべきと相考え」て、奈古浦庄屋の西村利三郎および大年寄の西村利右衛門に

お願いに行つた。ところが、両西村からは「時節柄それは難しい」と言われた。そこをなんとかならないかとたつてお願いしたところ、「それより事起こり、力様な次第に相成」つたというのだ。不漁続きを打開するため、鹿島明神の祭りで子供踊りを復活させようと住人が計画したことが、ことの始まりだつたわけである。

徳山藩時代の芝居興行に詳しい吉積久年氏によると、奈古村や大井村では不漁が続くと漁祭（恵比寿祭り）が行われ、その際に通掛芝居を招いて芝居興行が催されていた。もつとも、その時期は享保期（一七一六）一七三五）と宝曆期（一七五一～一七六三）に集中し、寛政五年（一七九三）以降、芝居興行は許可されなかつた。

一方、阿武町史によると、享保十二年七月二十日、奈古村八幡宮の祭礼の際、「当年の秋作は熟年で水風断ちの祈願のため、子供踊りを地下の氏子が願い出て許可され

た」という。水風断ち祈願のため子供踊りが行われていたのだ。奈古浦の住人は過去のそうした事例にあやからうとしたのだろう。

しかし、芝居興行の類は固く禁止されていたので、その実現は容易ではなかつた。そこで両西村は知恵を絞つたのだろう。戎舞ということなら過去にも許可されているので、勘場役人も受け入れやすいだろうと。そして、思惑通り許可が下りた。ところが、戎舞とはいうものの実態は芝居興行ではないか、と勘場役人に見咎められ、やめるように諭された。しかし、両西村は地下役人として培つた人脈を生かして、直接徳山に掛け合つたのだろう。それが、勘場（下代）→代官所（代官）という正規の陳情ルートを無視する格好となつたため、彼らの逆鱗に触れたものと思われる。

これに対しても小頭新吉は、そもそも無理な要望をしたのは自分たちであり、両西村はそれを取り次いだにすぎないこと、それに両西村はこれまで住民のためにいろいろと尽力してくれている、と述べた上で「其のままにし

て差し置き候ては人間の道相立たずと考へ奉り候」と、歎願書提出の動機を述べている。さらに、歎願書は後半の部分で、西村利右衛門が板場を経営しており、板場には職人が働きその賃錢で家族を養つてゐるので、もし利右衛門が罪に問われれば、職人も家族もろとも路頭に迷うことになると指摘、最後に「なにぶん格段の御仁恵をもつて早速兩人とも御免仰付られ下され候よう歎上げ奉り候」と両西村の赦免を訴えた。

この歎願書は浦庄屋取計と大年寄取計の両中村から下代の小野唯七へ提出され、小野唯七は「何卒早々御許容相成候様、御運被仰付候者利右衛門其外ニも仕合申義ニ奉存候」と書き添えて九月八日、代官の岡平馬に送つた。

小野唯七も住民の歎願を受けて、両西村の早期赦免を求めたのである。村の重鎮二人の不在は、奈古勘場にとても相当の痛手であつたに違ひないので、下代の小野唯七は、両西村が逼塞を申し付けられた直後に着任しただけに、そのことを実感していたことだろう。

両西村に赦免の沙汰が下つたのはそれから二週間後の

ことだつた。西村利右衛門の赦免状は以下の通り。西村利三郎の赦免状も同一内容である。

奈古村大年寄

西村利右衛門

右先達而咎筋有之、先逼塞申附置、此上嚴重可及沙汰之處、是ヨリ内度々及献納金、去冬も御借上銀速ニ令調達、旁ニ対し此度之義者格別之了簡を以無其義差免候條、向後決而心得違仕間敷候之事

右之通被仰付候、以上

安政三年丙辰九月二十一日

これまでたびたび藩に献納金を上納し、昨年の冬には藩が求める借上金を速やかに調達したことが考慮され、「嚴重の沙汰」は見送られた。この結果、西村利右衛門と西村利三郎は大年寄および奈古浦庄屋に復帰し、中村助右衛門と中村與三左衛門は取計を解かれ、奈古村の地下役座は三週間ぶりに正常化した。

この騒動の背景にあつたのは、長引く不漁による不景氣である。これをなんとかしたいという住民の思いが、子供踊りの復活を企画させた。そうした住民の思いを理解できるからこそ、村重鎮の両西村はその実現に動いたのだろう。両西村に対する藩の处罚が逼塞にとどまり、それ以上の沙汰に及ばなかつたのは、両西村の藩への貢献が多大であつたからにほかならない。実は同じような騒動が翌安政四年四月、大井村でも起きて、住民とともに大井村庄屋、大井湊浦庄屋も处罚されているが、处罚の内容は、逼塞にとどまらず役儀交替と特權の取上げといふ、両西村に比べはるかに重かつたのとは対照的である。両西村の引き続く貢献を藩は期待したのだろう。

丙辰丸の建造

九月三日、藩庁である藏本から代官所に下記の通達があり、代官の岡平馬を通じて奈古勘場の下代小野唯七に伝えられた。

於萩此度ハツティラ形船製造被仰付、檣壱本二段帆、白地紺之堅筋、帆印艤之方江白地朱ニ而日之丸之幟並紺地白ニ而一文字三ツ星御紋小幟を立、萩近海猶川内漕帆乗試被仰付候通り御達相成候間、此段相心得候様御支配之浦々並嶋々江御沙汰可相成との事

九月三日

御藏本

御代官処

ハツティラとはポルトガル語の小舟に由来する語で、ハツティラ形船とは軍艦のボートをさす。コットル船（カツターのこと）とも呼ばれた。萩藩はこの年、初の洋式軍艦の建造に着手した。萩の小畠浦の恵比寿ガ鼻造船所で夏に着工、十二月に進水する。ハツティラ型船は、この軍艦建造で生じた余材を使って建造された。帆柱一本に二段帆、帆には「白地に紺の堅筋」が入り、艤には日本船の総印である「白地に朱で日の丸の幟」と、萩藩船であることを示す「紺地に白の一文字三ツ星の幟」を立てて、萩の近海や川で試運転を行うのだという。同船を

見て住民が驚きパニックに陥らないように、事前に周知を図ることが通達の狙いだったのだろう。

この軍艦そのものについての記事は、翌安政四年五月に登場する。それは、同艦が「丙辰丸」と命名されたことを告げるものである。

別紙之通萩より申来候段御沙汰相成候間、奈古大井地浦江沙汰可有之候、為此申入候、已上

五月二十日 岡 平馬

小野唯七殿

(参考文献)

阿武町史(上) (阿武町史編さん委員会編、一九九六年)

徳山藩史

徳山藩.com 「徳山藩士一族一覧表」

於萩此度西洋船御製造、丙辰丸与唱被仰付、檣式本帆三ツ白地紺染堅筋、□替帆驗白地朱二而日丸並紺地二而白一文字三ツ星之御紋御驗を立、諸□□様被仰付候通御達相成候間、此段相心得候様、御支配之浦々並嶋々江御沙汰可被成与之御事

丁巳五月十八日

「萩市の資産 大板山たたら製鉄遺跡」(萩市HP)

「丙辰丸」は二本の帆柱に帆が三つ、とさすがに大きい。帆驗として、「日の丸」と「一文字三ツ星」を掲げるのは先のボートと同様である。なお、「丙辰丸」に使用された釘は奈古村の東隣、紫福村の大板山たら製鉄所で製造されたものだが、原料の砂鉄は石見から奈古まで海上輸送され、奈古港で陸揚げ後、大板山まで陸路を運ばれた。製品の釘も同じルートで、陸路を奈古まで運び、奈古港から萩まで海上輸送された。